

【西毛広域幹線道路景観誘導地域における屋外広告物の規制(案)の概要】

今回指定を予定している地域では、既に沿道沿いに市街地や集落などが形成されている地区が含まれているほか、アクセス性の向上などにより、今後、都市的土地利用も検討される可能性があるため、沿道のにぎわいの創出と、生活空間として落ち着いた雰囲気確保を両立させた地域を目指します。

規制案の方針

- 沿道空間における屋外広告物の高さや面積を抑制することで、風景との調和を図り秩序ある街並みを演出します。
- 色数や電光掲示板などの設置を制限し、色彩から受ける視覚情報の繁雑さを防止します。

<西毛広域幹線道路景観誘導地域導入のイメージ>

○ 景観誘導地域に指定しなかった場合（従来の許可基準と同じ）

●西毛広域幹線道路に向けた広告物
本線からの眺望景観を直接阻害する広告物が出現するおそれ

●一般道(※)に向けた広告物
(※) 西毛広域幹線道路景観誘導地域内
本線路からの眺望景観を阻害する大きさの広告物や、周囲から突出する高さの広告物が出現するおそれ

○ 景観誘導地域に指定した場合（許可基準の特例を設けた場合）

●西毛広域幹線道路に向けた広告物
本線からの良好な眺望景観を保全するため本線自家広告物及び案内誘導広告物のみ新たな基準（下図の赤字部分）で設置可

●一般道(※)に向けた広告物
(※) 西毛広域幹線道路景観誘導地域内
周囲から突出する高さの広告物などを制限

既存の屋外広告物の取扱い
景観誘導地域の新基準に適合しない既存の屋外広告物については、建て替える時、若しくは変更・改造する時まで、引き続き設置可能です。

【今回の主な規制内容】

規制範囲	本線の中心線から両側100m
屋外広告物	本線に向けて設置する屋外広告は、原則設置不可 ※ただし、景観に配慮し、規則に定める規制内容に則ったものであれば、自家広告物及び案内誘導広告は設置可。
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ○建植広告物：高さ8m以下 ◎壁面・突出広告物：表示高さ8m以下 ○屋上広告物・電光掲示板設置不可 ○色数：5色以内 ○総表示面積：現行基準の半分以下 ◎は、上信自動車道景観誘導地域及び甘楽町景観誘導地域と規制内容が異なるもの

- すでに既存の住宅地があり、今後は、工業施設や商業施設等の立地の可能性がある地域です。
- 住宅地に配慮し「生活空間として落ち着いた雰囲気」を確保しつつ、進出が見込まれる工業施設や商業施設による「沿道の賑わい」の創出を目指します。
- また、自然豊かな地域であり、丘陵や河川の眺望を保全します。

眺望ポイント
橋梁からの眺望(九十九川・桜並木)

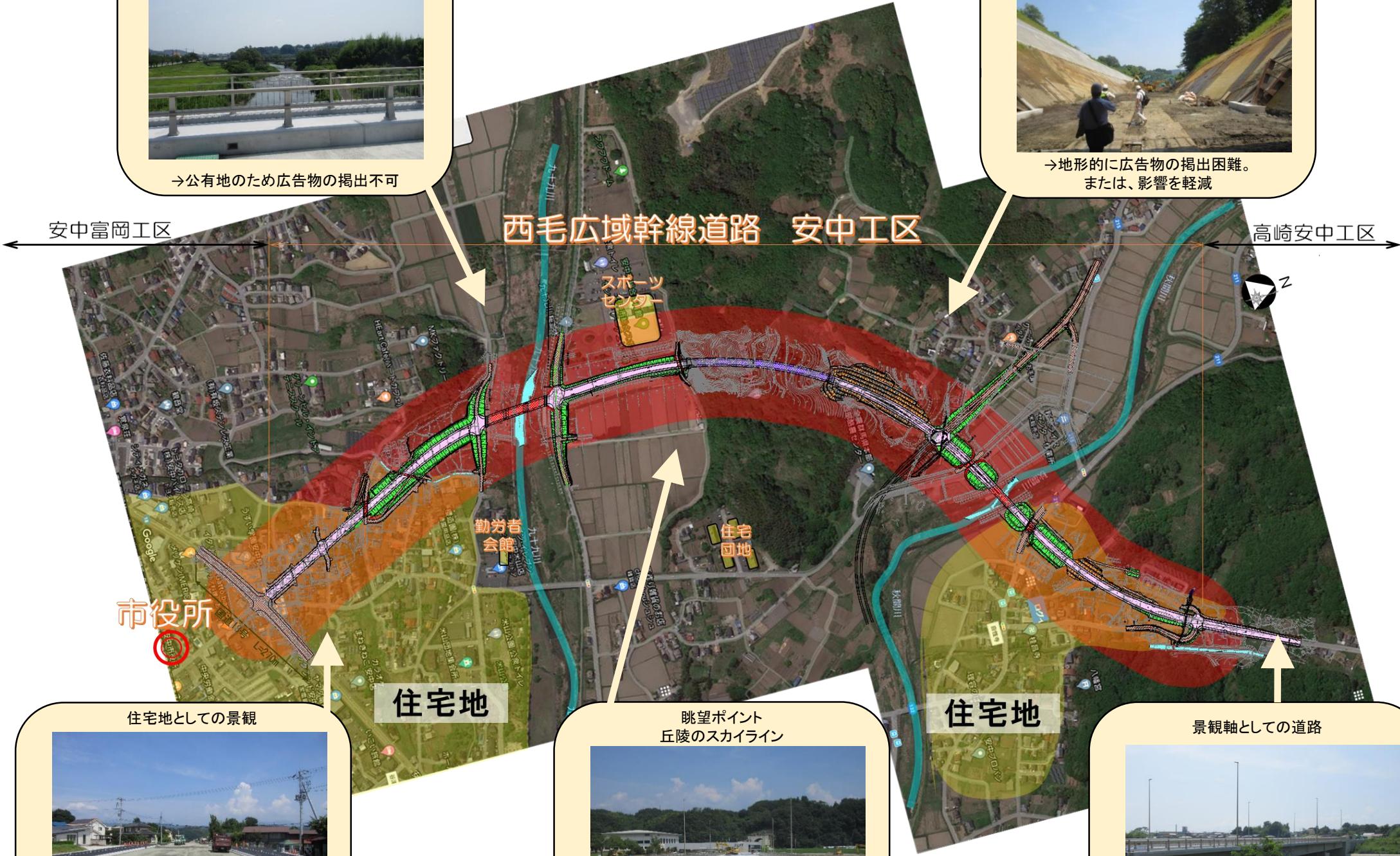


→公有地のため広告物の掲出不可

眺望ポイント
トンネルからの眺望



→地形的に広告物の掲出困難。または、影響を軽減



住宅地としての景観



→色彩制限、電光掲示板等の禁止、高さ制限により、煩雑さの解消や圧迫感を軽減し住環境を保全

眺望ポイント
丘陵のスカイライン



→表示高さの制限。屋上広告物を禁止により保全

景観軸としての道路



→構造物の色彩統一、のり面の緑化